

## 興味を持ったなら まずはシルバー人材センターへ連絡

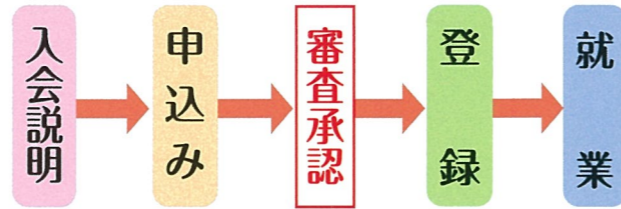
### ●入会の条件

次の四つの条件に該当する方であれば、どなたでも申込みができます。

- 1 おおむね60歳以上
- 2 健康な方
- 3 働く意欲のある方
- 4 シルバー人材センターの理念に賛同された方

### ●入会の手続き

あなたのお住まいの市町のシルバー人材センターが窓口となりますので、まずは各市町のシルバー人材センターへご連絡ください。



シルバー人材センターの理念 「自主・自立、共働・共助」

## ●新しい仕事への挑戦

### ●シルバー職業紹介事業

概ね60歳以上の高齢者の「臨時的かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用」（港湾運送業務・建設業務を除く）について、シルバー人材センターが職業紹介（求人及び求職）の窓口になっています。

実施しないセンターもありますので、詳しくは、お近くのシルバー人材センターにご相談ください。

### ●高齢者活躍人材確保育成事業

静岡県シルバー人材センター連合会は、「高齢者活躍人材確保育成事業」（厚生労働省静岡労働局委託事業）として、地域の高齢者や企業がシルバーに関心を持てるよう積極的な周知・広報や、実際の就業体験等を通じて高齢者、企業双方のシルバーに対する理解を深めるとともに、高齢者がシルバーに興味を持ち自信を持って就業できるよう、必要な育成技能講習を行うなど高齢者の就業を支援します。

（対象者）静岡県在住の概ね60歳以上の方

## ●お住いのシルバー人材センターへお気軽にお電話ください。

東部地区シルバー人材センター		中部地区シルバー人材センター	西部地区シルバー人材センター
公益社団法人 沼津市 055-964-1153	公益社団法人 函南町 055-979-5325	公益社団法人 静岡市	公益社団法人 浜松市
公益社団法人 熱海市 0557-81-9301	公益社団法人 清水町 055-973-5949	東事務所(清水区) 054-351-1150	浜松中央事務所(中央区) 053-454-2377
公益社団法人 三島市 055-972-9700	公益社団法人 長泉町 055-988-2670	西事務所(葵区・駿河区) 054-252-4150	浜名事務所(浜名区) 053-586-6332
公益社団法人 富士宮市 0544-23-4008	公益社団法人 小山町 0550-78-6266	天竜事務所(天竜区) 053-925-1882	
公益社団法人 伊東市 0557-36-4110	一般社団法人 下田市 0558-22-4222	公益社団法人 島田市 0547-35-1303	公益社団法人 磐田市 0538-37-0055
公益社団法人 富士市 0545-53-1150	一般社団法人 西伊豆町 0558-52-1290	公益社団法人 焼津市 054-622-3510	公益社団法人 掛川市 0537-22-0088
公益社団法人 御殿場市 0550-89-9661	一般社団法人 河津町 0558-32-2491	公益社団法人 藤枝市 054-641-5565	公益社団法人 袋井・森地域 0538-43-1314
公益社団法人 裾野市 055-993-5914	一般社団法人 南伊豆町 0558-62-6000	公益社団法人 牧之原市 0548-52-5080	公益社団法人 湖西市 053-575-0654
公益社団法人 伊豆市 0558-72-8509	東伊豆町 0557-95-3400	一般社団法人 吉田町 0548-33-0596	公益社団法人 菊川市 0537-35-2099
公益社団法人 伊豆の国市 055-948-9526	松崎町 0558-43-0478	一般社団法人 川根本町 0547-56-1232	一般社団法人 御前崎市 0537-85-4531

### 公益社団法人 静岡県シルバー人材センター連合会

〒420-0851 静岡市葵区黒金町5番地の1  
静岡県勤労者総合会館4階  
TEL:054-254-7240 FAX:054-205-4540  
E-mail:shizuren@sjc.ne.jp

公式ホームページは  
こちら！



静岡県シルバー  検索

お問い合わせ・お申込み窓口センター

おしえて!

# シルバー人材センター

定年後の社会貢献・生きがいづくり

—そして新たな挑戦へ—



## ●定年後の生き方3択

あなたは、これからの人生をどのように過ごそうと考えていますか？

- 1 まだまだ現役で頑張っ  
て労働者として働く！  
ハローワークにご相談ください。
- 2 「健康のため」  
「奉仕のため」に働きたい！  
「収入のため」
- 3 悠々自適に過ごす。  
趣味を活かして、自由な生活を  
楽しむ。

### シルバー人材センターを活用しませんか？

年金等である程度の生活設計はできるが、健康のため・自己実現のため、地域社会に貢献できるよう、長年培った経験を活かし、バランス良く働きたい。



## ●シルバー人材センターで働いてみませんか？

シルバー人材センターは、60歳以上の高齢者が集まって、助け合いながら仲良く働くことによって社会参加し、喜びや生きがいを見出していき、または、定年後の新たな挑戦の場として、充実した生活をしていくことを支援している団体です。

全国に約1,300のシルバー人材センターがあり、約70万人のシルバー会員が活動していますが、シルバー人材センターに入会し就業するということは、単にお金を得ることを目的とするものではありません。地域社会を支え、次世代を支援していくということも大きな役割となりますので、地域でボランティアとして活動することもあります。どうしても多くの収入を得たいという方は、シルバー人材センターには馴染みません。

## こんな仕事があります

「どんな仕事があるの？」  
「こんな仕事もお願いできる？」など  
詳しくは各市・町のシルバー人材センターに  
お問い合わせください。

### 屋内外の一般作業

- 家庭・事業所の植木の手入れ
- 家庭・事業所の除草・草刈り
- 屋内外の清掃
- お墓のお掃除 など



### 管理分野

- 公民館・体育館・図書館  
グランド管理
- 駐車場・駐輪場の管理
- イベント等の臨時駐車場の整理
- マンション管理 など



### 各事業所での仕事

- 一般事務（受付、経理、文章作成、整理）
- パソコン入力
- 梱包・包装・配送
- 製品検査
- 買い物カートの整理
- 値札付け
- 倉庫管理（入庫・出庫）
- 工場内外の清掃・片付け
- 資源のリサイクル分別 など



### 福祉・家事援助分野

- 家事  
（清掃・洗濯・買い物・食事など）
- 子育て支援サービス  
（乳幼児・児童の一時預かりなど）
- 福祉  
（外出の介助・病院への付き添い・お話し相手など）
- 冠婚葬祭サービス など



### 技能を必要とする分野

- 植木の剪定・庭園管理
- 大工・左官・板金・塗装
- 刃物（包丁・ハサミ等）研ぎ
- 和洋裁（リフォーム）
- 家具・建具修理
- 障子・襖・網戸貼り など



### 専門技術を必要とする分野

- 補講（課外）教室の講師
- 毛筆・硬筆での宛名書き、賞状書き
- 家庭教師
- 観光ガイド
- 書道・着付け・英会話・パソコン教室の講師 など



### 折衝・外交分野

- 広報誌等の配布
- 検針（水道・ガス・電気）
- チラシ配り
- 店番 など



## お引き受けできない仕事（高齢法等に基づく）

### 1 危険・有害な仕事

- 足場板等の設置高さが2メートル以上の高所作業
- クレーン・プレス機械等の重量機器の操作
- 有害物質の取扱い作業
- 重大な災害に結びつく恐れのある作業
- その他高齢者にふさわしくないとと思われる作業



### 2 適正でない作業

- 1人で長時間・長期間継続する作業
- 高齢者にふさわしくない作業

### 3 他の法律で規制されている業務

- 警備業法・道路運送法・郵便法・古物営業法 等

### 4 反社会的な作業

## 就業の内容と就業形態

### 仕事の相談・申込み

### シルバーの仕事に適するか

- 臨時的・短期的・軽易  
（月10日、週20時間以内の仕事）
- 危険・有害でない
- 法律で規制されていない 等

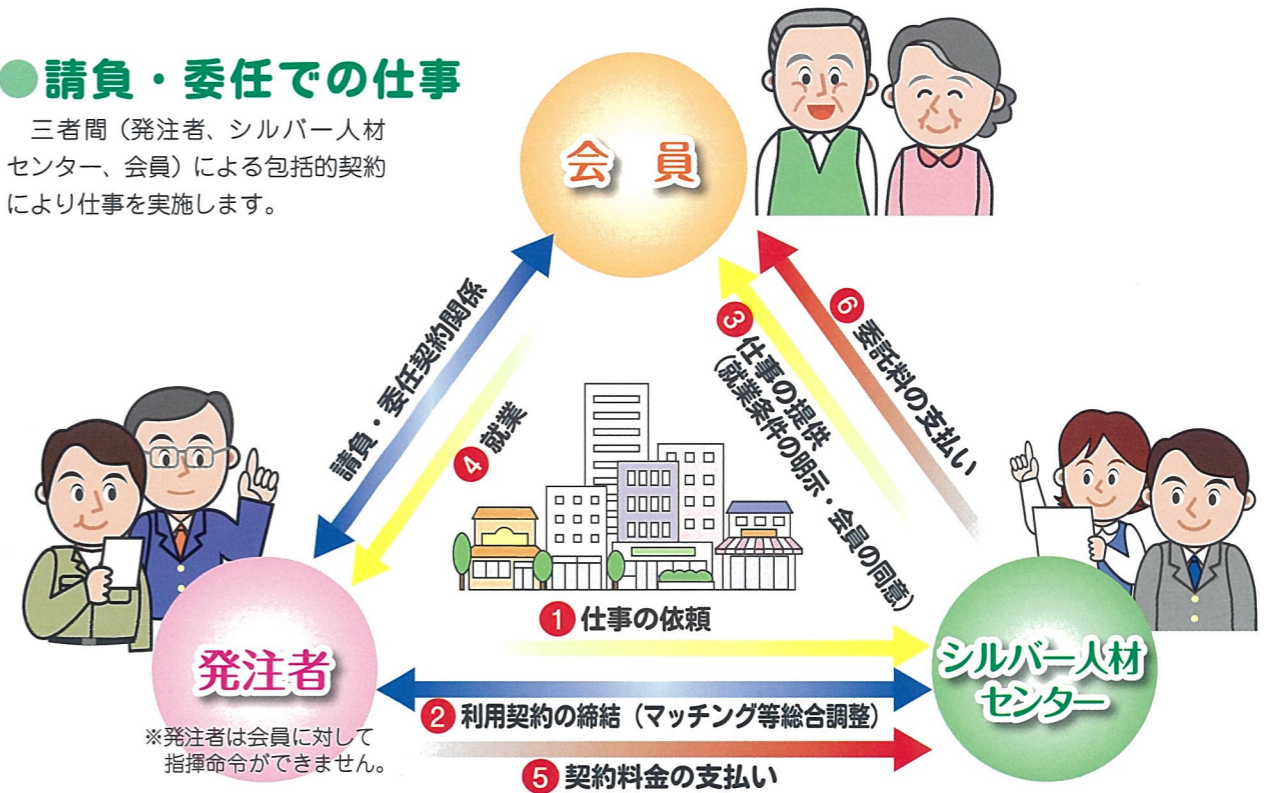
### 就業の内容は

就業の内容	就業形態
業務の完成	請負・委任
業務の実施	
発注者の指揮命令	労働者派遣
発注者が雇用	有料職業紹介

請負・委任	労働者派遣	有料職業紹介
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の完成（又は実施）を目的とした請負（又は委任）契約を締結します。</li> <li>・発注者は会員に直接指示等の指揮命令ができない就業形態です。</li> <li>・けが等に対応するシルバー保険に加入します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員を発注者の事業所等に派遣し、会員は派遣先の指揮命令に従って就業します。</li> <li>・派遣労働会員は、当連合会が雇用主となり、労災保険が適用されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料職業紹介契約によって紹介先が雇用し就業します。</li> </ul>

## 請負・委任での仕事

三者間（発注者、シルバー人材センター、会員）による包括的契約により仕事を実施します。



※②の利用契約は、準委任契約となり印紙税の対象となりません。

※⑤の契約料金は、会員業務委託料とセンター業務委託料になります。

会員は免税業者となるため、インボイスの発行は、センター業務委託料分のみとなります。

※⑥の委託料は、会員への業務委託料（報酬）となります。

● は仕事の流れを示す  
● は契約関係を示す  
● は料金の支払いを示す

## 労働者派遣での仕事

労働者派遣とは、シルバー会員が派遣労働者として、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」の範囲内で、派遣先である企業などの指揮命令によって働きます。労働者派遣により、専門的な知識、経験などが求められる仕事や、「請負・委任」ではできなかった派遣先の社員と共同で働くこともできるようになります。

